



# 金沢弁護士会ニュース第2号（珠洲市）

2023年7月11日版 金沢弁護士会作成

この度の能登地方を震源とする地震により、被害に遭われた方々に対し、心からお見舞い申し上げます。この度の災害によるご心配ごと（お金・支援制度・住宅・借金・保険・相続・契約等）がありましたら、どのようなことでもご相談下さい。

令和5年7月11日時点で、**災害救助法が適用された市町村**は、①珠洲市、②輪島市、③鳳珠郡能登町の3市町村となっています。また、**被災者生活再建支援法が適用された市町村**は、①珠洲市となっています。

## 0 電話無料相談

お困りごとについて、電話で相談をお受けします。

- 電話受付 080-8995-9483
- 受付時間 平日 10:00~16:00（12:00~13:00を除く）
- 金沢弁護士会で電話受付後、担当の弁護士から折り返しのお電話をして、ご相談をお受けします。

## 1 支援制度関係

**罹（り）災（罹災届出）証明書**（問い合わせ先：市町村）

- 市町村が、被災者等の申し出により、住家の被害状況を調査し、確認した事実に基づき発行する証明書です。各種支援の基準となります。
- 珠洲市では、（1）窓口または郵送による手続き、（2）ぴったりサービスからの電子申請による手続きのいずれかで申請することとされています。 **珠洲市の問合せ窓口：珠洲市役所 市民課 市民相談室 電話：0768-82-7732**
- 片付け前**に被災状況を写真や動画で撮っておくことが大切です。  
ただし、安全には十分に注意し、無理はしないで下さい。保険金の請求にも必要な場合があります。
- 写真・動画の撮り方**：① 被害の様子がわかるように。 ② 家の外をなるべく4方向から ③ 家の中は室内の被害状況もわかる写真を。
- り災証明書の認定に不服がある場合、申し出により、二次調査や再調査が行われることもあります。
- 住家以外の物件については、珠洲市では罹災届出証明書が発行されます。

**住宅の修理**（一部の修理により居住可能な場合）（問い合わせ先：市町村）

- 災害救助法が適用された市町村**では、応急修理制度を利用し、修理ができます。
- 修理完了後は仮設住宅に入居できない、公費解体が使えなくなる等**他の支援制度を利用できなくなる場合があります。**
- 契約前**に、必ず市町村窓口を確認し、制度の利用について相談して下さい。  
ただし、契約後でも、弾力的な運用がなされた事例もあるため、応急修理の適用を受けられないか、市町村に確認して下さい。
- 珠洲市の問合せ窓口：珠洲市役所 環境建設課 建築住宅係 電話番号：0768-82-7756

**公費解体** 珠洲市役所 環境建設課 0768-82-7743

- 「**全壊**」の被害認定を受けた建物等について、その解体（地上部分のみ、整地はしない）・運搬・処分費を珠洲市が負担します（解体時に残された家財道具も処分されます）。
- 「**半壊**」**以上**の場合は、運搬・処分費と120万円までの解体費を珠洲市が負担します。
- すでにご自身で解体・撤去された場合も、令和5年7月31日までに解体事業者等と契約をした場合は償還が受けられることがありますから、珠洲市にお問い合わせください。
- 建物の一部撤去、修繕やリフォームは対象外となります。家財の搬出も行いません。
- 申請期間** 令和6年1月31日まで

**住宅ローン・事業性ローン等（被災ローン減免制度）**

- 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン利用**による住宅ローン等の減免（相談先：金沢弁護士会）
- 利用できた場合のメリット →安易に地震保険金等で**ローンの一括・繰上返済など**をしないように注意してください。
  - ① 弁護士（登録支援専門家）による手続支援を無料で受けられます。
  - ② 財産（支援金、弔慰金、義援金等も含む）の一部を手元に残して、ローンの支払免除・減額等を受けることができます。
  - ③ 債務整理をしたことは個人信用情報として登録されないため、新たにローンを組むときに不利益がありません。
  - ④ 原則、連帯保証人も支払いをしなくてもよくなります。

**珠洲市被災者生活再建支援給付金**（賃貸物件にお住まいだった方も対象になります）

珠洲市役所 被災者生活再建支援金総合窓口 0768-84-5288

以下の支援金は、国の支援金のほか石川県や珠洲市の独自の支援金も含めた金額になります。

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（**基礎支援金**）
    - ①全壊、解体（半壊以上の住宅や敷地被害が原因でやむを得ず解体する場合）：200万円
    - ②大規模半壊：100万円 ③中規模半壊：50万円 ④半壊：50万円
    - ⑤準半壊：25万円 ⑥一部損壊：10万円 ※準半壊、一部損壊は基礎支援金のみ
  - 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（**加算支援金**）：上限400万円
    - ①全壊、解体 ②大規模半壊  
建設・購入：400万円 補修：200万円 賃借（※）：100万円
    - ③中規模半壊 建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借（※）：50万円
    - ④半壊 建設・購入：100万円 補修：50万円 賃借（※）：25万円
- ※ 公営住宅への入居は含みません。

裏面に続く

- 令和5年5月5日時点で一人世帯の場合は4分の3の金額が支給されます。
- 必要書類**（基礎支援金：**り災証明書** 世帯主の預金通帳の写し 加算支援金：契約書
- ※ 珠洲市に住民登録がない方は、住民登録地の住民票と被災住宅に居住していたことが分かる書類（公共料金の明細書等）をご準備ください。
- 申請期間**（基礎支援金：令和6年6月4日 加算支援金：令和8年6月4日）

## 2 支払関係

### 税金・年金・健康保険料等

- 支払困難な場合、被害の程度に応じて、納期限の延長、減免措置等の可能性があります。  
□ 座振替についても、自動停止しない可能性があるため、担当部署に相談をしてください。
- 国税（所得税・消費税・法人税等）：税務署
- 県税（個人事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税等）：最寄りの事務所または石川県税務課
- 市町村税（住民税・固定資産税等）・健康保険料：各市町村
- 年金：年金事務所

### 公共料金（電気・ガス・下水道・固定電話・携帯電話等）

- 支払期限の延長や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先にお問い合わせください。

## 3 保険関係

### 損害保険の内容確認・相談

- 問い合わせ先：そんぼADRセンター 0570-022808（平日 9時15分～17時）（電話料金発信者負担）  
06-7634-2321（IP電話からの場合）（電話料金発信者負担）

### 保険の加入先が不明な場合（災害救助法が適用された市町村にお住まいの方）

- 生命保険：生命保険協会「生命保険契約照会制度」 0120-001-731（平日 9時～17時）
- 損害保険：損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」 0120-501-331（平日 9時15分～17時）

### 生命保険協会の特別措置（令和5年5月29日現在 災害救助法が適用された市町村につき、以下の特別措置が行われています。）

- 申し出により、生命保険料の払込猶予期間が、最長6ヵ月まで延長されます。
- 申し出により、生命保険金・給付金、契約者貸付金等が必要書類の一部省略等により、簡易迅速な支払いが受けられます。詳細は、契約されている生命保険会社にお問い合わせください。

### 損害保険協会の特別措置（令和5年5月29日現在 災害救助法が適用された市町村につき、以下の特別措置が行われています。）

- 申し出により、令和5年7月末日までに払い込むべき損害保険料の払込が、同日まで猶予されます。
- 申し出により、令和5年7月末日までに満期日が到来する継続契約の締結手続が同日まで猶予されます。

## 4 紛失関係

### 実印・印鑑登録カードの紛失（問い合わせ先：市町村）

- 実印の紛失：登録可能な別の印鑑を準備し、登録印の変更手続きをとって下さい。
- 印鑑登録カードの紛失：印鑑登録証の廃止手続きをとり、新規に実印を登録してください。

### 運転免許証の紛失

- 再発行：各運転免許センター・住所地を管轄する警察署等で手続きをお取り下さい。
- 住民票の取得**：市町村で本人確認ができれば、運転免許証等の身分証明書がなくても交付を受けることができます。

### 免許証・車検の有効期限

- 東日本大震災・熊本地震の際は、それらの有効期間が特別に一定期間延長されました。

### 自動車の登録抹消（問い合わせ先：お住まいの地域の各運輸支局等 ※軽自動車は軽自動車検査協会に）

### 健康保険証の紛失（取りに戻れなくなった場合）

- 氏名、生年月日、連絡先、加入医療保険者が分かる情報を伝えることで、保険を適用して受診できます。

### 通帳・証書・カード等の紛失

- 本人確認ができれば、金融機関で原則引き出し可能。通帳・証書・カードも、多くの金融機関で再発行してくれます。
- 身分証明が持参できない場合、併せて金融機関に相談してください。

### クレジットカードの紛失

- カード会社に、紛失の連絡をし、カードの再発行を依頼してください。

### 権利証の紛失

- 不動産の権利は失われません。再発行はできませんが、権利証がなくても、売買や相続などは可能です。
- 権利証だけでは売買等はできません（印鑑証明なども必要）。悪用の可能性も高くありません。
- 実印・印鑑証明も一緒になくした場合**、法務局にご相談ください。不正な登記を防止する手続があります。  
**実印の変更手続も必要**となります。

本ニュースに関するお問い合わせは、金沢弁護士会（076-221-0242）までお願いいたします。  
本ニュースは、発行日（令和5年7月11日）時点の状況及び制度を元に作成しております。その後の法改正等により制度が変わる可能性があります。本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布していただいてもかまいません。